

平成27年度 第5回公立大学法人公立鳥取環境大学教育研究審議会 議事要旨

- 日 時 平成28年3月16日(水) 13:30~15:20
- 場 所 大会議室(本部講義棟3階)
- 出席者 高橋 一委員、三野徹委員、小林慎太郎委員、岡田昭明委員、富岡庄一委員、岡崎誠委員、今井正和委員、角紀代恵委員、田中仁成委員、常田禮孝委員、山本仁志委員
[11名/14名]
- 欠席者 木下法広委員、中島廣光委員、千葉雄二委員

【議事】

1 前回議事要旨の確認

原案のとおり了承。

2 審議事項

(1) 公立大学法人鳥取環境大学中期計画の変更について

資料に基づき中期計画の変更点、COC、COC+採択に伴う地の拠点大学事業等、新たな取組について説明があり、原案のとおり承認された。

主な意見は以下のとおり

<主な意見>

- ・学科分野の充実について、「・・・新設あるいは充実する・・・」とあるが、文章が読みづらいため、点で区切るか、文章を分けて書くべき。
- ・国際交流について文科省からも積極的に推進するよう言われているところであるが、第二外国語を選択としたことは、逆行しているように見えなくもない。
- ・「社会科学」の定義を記載した括弧書きについて、「法律」が抜けていることに違和感がある。大まかな括りという意味で、「等」で対応してもいいとは思いますが、具体的な科目を列挙するのであれば、「法律」も入れておけばよいのではと思う。又は、括弧書きを全部省いても良いのではないか。
→括弧書きを削除することとする。

(2) カリキュラム改革について

資料に基づき、新一年生から導入する平成28年度カリキュラム及び進級要件について追加説明があった。そのうち進級要件については、2年生から3年生に上がる時に44単位取得を必須(うち22単位は人間形成教育科目)とする等進級要件を設けたことの説明があった。

(3) 平成28年度 年度計画について

資料に基づき説明があり、一部修正意見を付し、承認された。

<主な意見>

- ・インクルーシブ教育について、インクルーシブ教育を実施するということは、学生に対する教育の内容についても対応が必要になる。現時点の計画内容では、ハード面はカバーできているが、「インクルーシブ教育の実施」とは言い難いように思う。
→経営審議会委員からの意見を基に取組を追加したものであり、参考意見として承る。

(4) 公立鳥取環境大学学則の一部改正について

資料に基づき説明があり、進級要件に係る表記について修正意見を付し、承認された。

<主な意見>

- ・進級要件は学生の身分に関わる重要な事項であるため、誤解の無い表現にする必要がある。進級できない者が1、2年に何年留れるのか、進級できた場合、その後何年留まれるのかを明確にする必要がある。
- 趣旨は理解していただいたと考えるため、誤解を生じることのない表現に改め、経営審議会に諮りたい。

(5) 公立鳥取環境大学大学院学則の一部改正について

資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

(6) 公立鳥取環境大学履修規則の一部改正について

資料に基づき、現行カリキュラムに関する改正及び、4月からの新カリキュラムの改正に伴う、履修規則の改正を行ったこと等について説明があり、委員から配当年次の変更に係る経過措置の有無について確認するよう意見が出された。

(7) 公立鳥取環境大学教職課程履修規則の一部改正について

資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

(8) 公立鳥取環境大学大学院履修規則の一部改正について

資料に基づき説明があり、改正文附則について、「従前の例による」という用語を用いているが、改正前の履修規則の規定に沿って運用するという意味であるのであれば、「従前の例」という表現よりも、「改正前の規則を適用する。」と、した方が理解しやすいのではないか。との意見が出され、文言を確認することとした。

その他、改正内容には特に異論なし。

(9) 公立鳥取環境大学名誉教授称号の授与について

資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

(10) 平成28年度組織改正等に伴う関係規程の一部改正について

資料に基づき説明があり、「教育に関わる任命権者は「理事長」ではなく「学長」にした方が良いのではないか。」と意見が出されたが、教員に関する採用権者が理事長であり、任命権者もそれに伴い理事長としている旨説明があった。

(11) 公立大学法人公立鳥取環境大学教員の再任の手続きに関する規程の制定等について

資料に基づき説明があり、教員の任期制に関し再任に係る必要な審査項目を設けたことについて内容を確認の上、一部修正意見を付し、承認された。

<主な意見>

- ・「不適切な行為」の説明として、「公序良俗に反する行為」の記載があるが、法律上の解釈として再任用を認めないとまでは言えない行為も幅広く含むため、「著しく公序良俗に反する行為」等とした方が良い。

(12) 公立鳥取環境大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費等の不正使用の防止に関する規程等の整備について

資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

3 報告事項

(1) 近況報告

資料に基づき報告があった。

(3) 専任教員の採用について

資料に基づき報告があった。

(4) 特命教員の採用について

資料に基づき報告があった。

(5) 専任教員の昇任について

資料に基づき報告があった。

(6) 平成28年度教学体制について

資料に基づき報告があった。

(7) 平成27年度補正予算について

資料に基づき報告があった。

(8) 翌年度以降の債務負担行為について

資料に基づき報告があった。

(9) 平成28年度当初予算について

資料に基づき報告があり、寄附金債務について、鳥取総研寄附金債務は、平成28年度から事業内容を検討するセミナーハウス建設のための事業費に充当する予定である等、説明があった。

(10) 教職課程認定大学の実施視察について

資料に基づき報告があり、10月に視察が実施され、非常に良好であるとの評価を得た旨説明があった。

(11) 公立鳥取環境大学情報システム運用基本規定の制定等について

資料に基づき報告があった。

4 その他

(1) 平成28年度審議会日程(案)について

平成28年度からの新任教育研究審議会委員の片木氏について紹介があり、学長選考委員に

ついて、新審議会委員から選出する必要があると提言された。

5 閉 会